



離脱支援について

福井弁護士会 民事介入暴力対策委員会委員長
(公財) 福井県暴力追放センター理事

弁護士 井上 毅

1 Aさんの離脱

Aさんは、アルバイト先で暴力団組員と知り合い、ヤクザだと知る前に組長を紹介され、組員として事務所の当番などを担当するようになりました。

その後、Aさんは幹部に対して組からの脱退を申し出ましたが、金を払わされただけで、結局やめさせてもらえませんでした。Aさんの父親が組長に直談判したこともありましたが、金を払わされ、さらに父親親が悪質な嫌がらせの被害を受けるという結果に終わってしまいました。

それだけでなく、組事務所が移転した際には、新事務所（賃貸マンション）の契約をAさん名義にさせられてしまいました。また、Aさんが、幹部から新事務所の契約費用および組の備品の購入費用として受け取り、組のために費消した金銭について、Aさん名義の借用証を差し入れさせられていました。そのような事情もあって、Aさんは組からの離脱を半ばあきらめてしまいます。

ところが、その後組長と幹部が相次いで検挙されるという事態が発生し、組の機能が事実上停止状態となったことから、Aさんは再び父親に相談しました。そして、父親とともにようやく暴追センターにたどり着きます。

センターでは警察OBの相談員と私を含む弁護士2名の計3名で対応しました。Aさんと父親の離脱に向けた意思が確かであることを確認したうえで、離脱のサポートを受任しました。随時警察のバックアップを受けながら仕事を進めました。

Aさん名義で契約されていた組事務所マンションの賃貸借契約の処理は予想通り手間取りましたが、組長や幹部との交渉を重ね、契約を解約して明渡しを行うことで合意し明渡しを実行しました。

Aさんが幹部に差し入れていた借用証については、事実関係に照らしAさんの債務は存在しない旨を書面で通知し、債務が存在しない旨および今後Aさんに一切関わ

らない旨を記載した誓約書を作成させて解決しました。

現在Aさんは、やりがいのある仕事に就いて頑張っているとのことでした。

2 不利益規制の正当化根拠

社会から暴力団を排除していこうとする取組みは、これからも推進していかなければなりません。私たちの社会が、暴力団にとって居心地の良い社会であってはなりません。ただ、ここで忘れてはならないことがあります。それは、暴力団員等に対して一般人と異なる特段の不利益を課す規制を正当化しているのは、社会からの暴力団排除という目的を実現するために必要な規制であること（必要性）と、暴力団をやめさえすればそのような不利益を回避できる（自らの意思であえて暴力団という反社会的団体にとどまっている者は、その不利益は甘受すべき）こと（許容性）の2点だということです。特に、社会における暴力団排除に向けた取組みが相当程度進展した現在においては、その後者（許容性の根拠）をより意識していく必要があると思います。

広島高裁は、公営住宅からの暴力団排除の合憲性等が争われた事件で、「暴力団構成員という地位は、暴力団を脱退すればなくなるものであって社会的身分とはいえず…」と判示しています（平成21年5月29日判決）。また、大阪高裁も、暴力団員に対する預金口座開設拒絶条項の合憲性等が争われた刑事事件に関して、平成25年7月2日に言い渡した判決において、「その不利益は暴力団との関係を断絶することで容易に回避できる」等の理由で合憲であると判示した旨が報じられています。

3 暴排運動の進展と離脱支援の重要性

この「暴力団をやめさえすればいいのだから…」という論理が、実際にはそう簡単ではないことをAさんのケースは示しています。組事務所をAさん名義で契約させたり、組関係の経費もAさんに対する貸付扱いにする

など、Aさんが容易に足抜けできないような状況が作られていました。そして、Aさんのケースに限らず暴力団からの離脱においては、離脱妨害対応、各種法的問題の処理など、本人の強い意思だけではクリアすることが困難な事情が存在するのが通常です。

「離脱の問題」と言えば、離脱者の「就業支援などの社会復帰支援」の問題が語られることが多いです。離脱者の社会復帰支援の問題が暴力団対策としてきわめて重要であることは間違いありません。しかし、それと同時に、Aさんのケースのような「離脱そのものの支援」の問題についても、私たちは（何ら新しい問題ではありませんが）改めて意識して、力を注いでいくべきではないかと思えます。社会における暴力団排除に向けた取組みが進展している現在、暴力団関係者が「離脱」を意識する機会は増えているのではないかと推測されます。そのような暴力団関係者に、いかに離脱を「決意」させ、「真の離脱」をサポートしていくか、という問題です。「離脱そのものの支援」と「離脱者の社会復帰支援」の双方の取組みを充実させることが、社会における暴力団排除運動の正当性を揺るぎないものにしていくのだと思えます。

そして、私たち弁護士が果たすことのできる役割を考えた場合、「就業支援などの社会復帰支援」の領域では、あまり多くの出番は想定できませんが、「離脱そのものの支援」は、正に弁護士によるサポートの必要性が高い領域であり、弁護士が大いにその役割を果たすべき領域であると思えます。

4 離脱そのものの支援の強化

(1) サポート体制の整備

「離脱そのものの支援」を強化するためには、まずは、Aさんやお父さんのような人が暴追センターに相談に来たときに、しっかりとサポートできる体制を整えておくことが必要です。と言っても、これは通常の不当要求対応のサポート体制と同様です。何と言ってもセンター・警察・弁護士の十分な連携が重要です。やや特徴的なこととしては、離脱の意思が本物かどうかの確認が重要であること、中止命令を活用するケースが多いこと、くらいでしょうか。

(2) メッセージを発信し続けること

次に、「このような『離脱そのものの支援』に取り組んでいます、そのためにこのような体制が整っています、いつでも相談に来てください」というメッセージを発信し続けることだと思います。

私の民暴事件等での数少ない経験から考えても、未

端の暴力団員や周辺者の中には、「自分がこのままで良いとは思っていない」という認識の人がある程度存在するように思います。しかし、警察や暴追センターに離脱の相談に来る人はほとんどいません。福井では、少しでもこの取組みを強化したいという考えから、センターに対して、離脱に関する相談については全て弁護士相談に回していただくようお願いしていますが、離脱に関する相談の件数自体がごく少数にとどまっています。多くの人たちは、「離脱なんて無理だ。他に迷惑をかけてしまう。逃げ切れない」とあきらめてしまっています。特に10代や20代の若者の場合には、暴力団員が絶対的な存在のように認識され、「決して逃げられない」という強い思い込みに支配されているケースが目立ちます。Aさんのケースでも、暴追センターにたどり着いたのは、組長および幹部の相次ぐ検挙という「神風」が吹いた後のことでした。

そのような人たちに、何とか私たちのメッセージを届けられないものか、と考えています。この点、既に刑務所での講演活動や出所後のサポートとの連携など、有意義な取組みが行われていますが、社会に向けてのメッセージの発信がまだまだ不十分であると思えます。

例えば、この種の相談をまず受ける立場にあるのは警察官だと思いますが、警察官においてすら暴追センターの存在や、センター・警察・弁護士の連携による取組みに対する認識が必ずしも十分に浸透しているとはいえないと感じることがあります。

また、何年か前のことですが、暴力団員が関係者として登場する少年事件の付添人として仕事をしたとき、担当の家庭裁判所調査官は、暴追センターの存在すら全く知りませんでした。

私は、自分なりに何かできないかと考え、昨年、暴追センターを通じて県警少年課が行っている少年指導委員研修会に参加させてもらい、少年指導委員の方々に対して、センター・警察・弁護士の連携による離脱のサポート体制に関する話をさせてもらいました。また、年に何度か担当している責任者講習の機会においても、今後は離脱のサポート体制に関する話を盛り込もうと思っています。

なかなかメッセージを届けるのが難しい相手方ではありますが、とにかく様々な機会を通じて広く社会に向けてメッセージを発信し続けることが大切だと思います。「暴力団員、周辺者およびこれらの親族その他の関係者のための全国一斉離脱サポート110番！」などという突拍子もないことを、半分真面目に考えたりもしている今日この頃です。